に、吉村いひけるは、人の終らんとする時、かならず一言をのこすもの也といへり、我老たり、これ今生の御暇乞なるべし、その方年わかし、相かまへてつらくつなき者に、とほざかるべし、○中略今はこれまでぞ、さらば〳〵返す〳〵も、命あらばといひて立わかれけり、その時の事、老後の今も忘れがたし、目にあるが、ごとし、つらくつなしとは、俗語なるべし、たとへば我まゝにして異見をも聽いれず、氣隨なる者をいふとみえたり、

〔文廟令〕文廟薨御之節御遺言之趣

不肖之身、東照宮の神統を承しよりこのかた、天下の政事常に神德に嗣ん事を以て心とす、然るに在世の日短くして、其志の遂ざる事、今に及でいふべき所を知らず、古より主幼て國危き代々を觀るに、其世の人、權を爭ひ黨をたて、其心相和らがずして、相疑によらざるはなし、胡越の人も、舟を同くして水を渡るに、其心を一ッにし、其力を共にする時は、風波の難をもわたるべし、況や今の世の人、當家創業の後、治平百年の間に、相生れ相長となる事、誰かは東照宮の神恩によらざる者あるべき、人々其神恩に報ひ奉り、世の人の爲を存せば、古の主幼て國危き代々の事共を以て、深き戒とすべし、若其志なからんにおゐては、當家の危難といふのみにあらず、尤是天下人民の不幸たるべし、凡天下貴賤大小よろしく相心得べき事に思召者也、

正德二年十月九日　　御黑印

〔甘棠篇〕讓封之詞

天明五年二月七日、御隱居○上杉治憲御願濟の日、治廣公へ進せらるゝの御書を載す、

一國家は、先祖より子孫へ傳へ候國家にして、我私すべき物には是なく候、

一人民は國家に屬したる人民にして、我私すべき物には是なく候、

一國家人民の爲に立たる君にて、君の爲に立たる國家人民には是なく候、